

令和8年度 須崎市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2. 適用範囲

この方針は、市の全組織における物品等の調達に適用する。

3. 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限

る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

ウ 障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」の認定を受けている事業所

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4. 調達する物品等及びその目標

市が施設等から調達する物品等は「別表」のとおりとし、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

なお、「別表」に記載がない物品等であっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。

5. 調達推進方法

施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁へ調達方針等の周知徹底を図るとともに、各部署に優先調達を依頼する。

6. 調達実績の公表

調達実績は、会計年度終了後に集計し、公表するものとする。

7. 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉事務所とする。

別表

調達する物品、役務

種別	品目	具体例
物	①事務用品、書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②食料品、飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装具品、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③清掃、施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理、テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥その他のサービス、役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など